健康福祉委員会資料

(消防局関係)

所管事務の調査 (報告)

1 簡易宿所火災事故について

資料1 火災事故概要

資料2 本市のこれまでの対応

資料3 合同特別立入検査の実施結果

資料4 簡易宿所火災事故対策会議について

資料5-1 ∼ 資料5-4

第1回対策会議における確認事項の対応状況

資料6 今後の進め方について

資料 1

火災事故の概要

川崎市消防局総務部庶務課「川崎区日進町建物火災に係る情報提供(最終報)(平成27年5月25日18時15分現在)」より抜粋

- 1 発生日時 平成27年5月17日(日) 調査中
- 2 覚知日時 平成27年5月17日(日) 2時10分
- 3 発生場所
 - (1) 火元棟

川崎区日進町26番地3 簡易宿泊所「吉田屋」 木造2階建、建面積227㎡、延面積545㎡

- (2) 類焼 下記の他の類焼等は調査中 川崎区日進町26番地4 簡易宿泊所「よしの」 木造2階建、建面積195㎡、延面積463㎡
- 4 消防隊活動状況 ※5月18日9時00分現在
 - (1) 消防職員 43隊 43台 155名
 - (2) 川崎消防団 3隊 2台 40名
- 5 死傷病者情報

死者9名 重症6名 中等症2名 軽症11名 ※その後、重症1名が5月26日に死亡と発表された。

- 6 立入検査状況【定期的な検査】
 - (1) 吉田屋 平成26年8月実施(違反なし)
 - (2) よしの 平成26年6月実施(違反なし)
- 7 特別立入検査

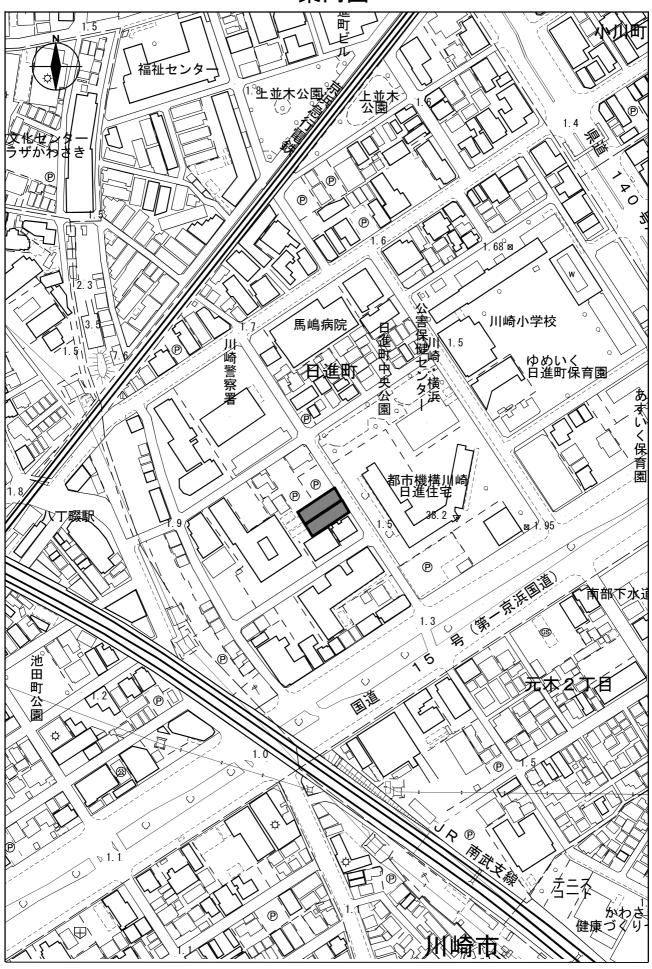
日時 平成27年5月19日から21日まで実施 結果 別に記載

8 その後の活動等

消防庁長官による火災原因調査(第8回)

日時 平成27年5月25日(月)9時30分から17時00分結果 本日をもって実況見分は終了。火災原因は継続調査中。

案内図



100 m 1:2,500

本市のこれまでの対応

平成27年5月17日 火災事故発生

- 5月18日~ 被災された方への生活保護費再支給・見舞金 支給
- 5月19日 火災事故類似施設への3局合同特別立入検査
- 5月20日 同上(2日目)
- 5月21日 同上(3日目)
- 5月26日 第1回川崎市簡易宿所火災事故対策会議
- 5月29日 平成27年度第1回建築物及び建築物の使用 に関する違反防止連絡協議会
- 6月 2日~ 簡易宿所の所有者等に対し一部使用制限に関 する説明を行い要請を開始
- 6月 9日 第2回川崎市簡易宿所火災事故対策会議
- 6月10日 市議会健康福祉委員会及びまちづくり委員会 にて報告

3局合同特別立入検査の実施結果

- 1 実施日 平成27年5月19日(火)から21日(木)
- 2 実施者 まちづくり局、消防局、健康福祉局
- 3 検査対象物 火災が起きた建築物と類似した建築物 49棟

4 実施結果

(1) 建築基準法による検査(まちづくり局)

木造で3層のもの	吹抜けに面した廊下から部屋に入るもの	% ①	23棟
	吹抜けが無い廊下から部屋に入るもの ※②		5 棟
	はしごを使って部屋に入るもの ※③		4 棟
	小 計		3 2 棟
	木造で2層のもの		11棟
その他	非木造のもの		6 棟
	小 計		17棟
合 計			49棟

※①、②、③ 別紙参照

なお、古い建築物が多いことから、違反の有無については精査中です。

(2) 消防法による検査(消防局)

検査対象物	47対象	49棟
棚状寝所※を有する対象数	3 1 対象	3 2 棟

※棚状寝所・・・火災のあった建物と類似した対象物で、階をロフトのように 区切った棚状の構造を有するもの。

形態	分類	違反
	防火管理関係	4
	消防用設備等	1 0
棚状寝所を有する対象物	消防用設備等点検報告	3
	その他	1 0
	小計	2 7
	防火管理関係	8
	消防用設備等	1 8
その他対象物	消防用設備等点検報告	1
	その他	1 2
	小計	3 9
合 計		6 6

(3) 旅館業法による検査(健康福祉局)

衛生に必要な措置について

確認項目	不適
営業施設内外の清掃状況	2
寝具類の管理状況	1
便所の清掃状況	0
廃棄物の処理状況	0
合 計	3

管理運営状況について

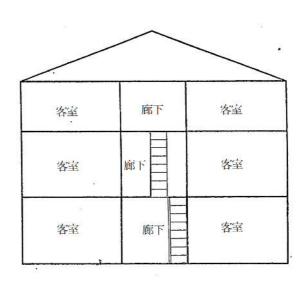
確認項目	不適
営業許可書の掲示	1 9
届出内容の変更	2 1
宿泊者名簿の管理	3 8
금 計	7 8

なお、立入調査施設は48施設(旅館業法に基づく許可施設)です。

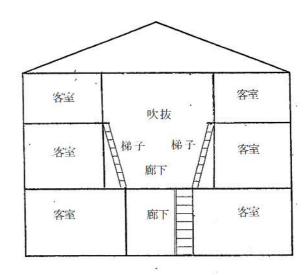
また、限られた日時での緊急調査であったことから、一部施設の客室面積等について、再調査が必要な箇所がありましたので、今後適切に対応していきます。

①吹抜けに面した廊下から部屋にはいるもの 23件

②吹抜けがない廊下から部屋にはいるもの 5件



③梯子を使って部屋にはいるもの 4件



簡易宿所火災事故対策会議について

1 設置目的

今回の簡易宿所火災事故に対する市の対応方針を検討するとともに、関係 部局の情報共有のあり方等を検討するため、本会議を設置するものである。

2 会議組織

座長は砂田副市長をもって充てる。

副座長は三浦副市長及び菊地副市長とする。

委員は財政局長、健康福祉局長、まちづくり局長、川崎区長、消防局長とする。

○ 第1回対策会議

日 時: 平成27年5月26日(火)11:00から12:00

場 所: 本庁舎2階 特別会議室

議事: 主な検討内容として以下の事項が確認されました。

- 1 被災した方々への対応について 継続的な支援を行い、生活再建に向けたケアを行ってまいります。
- 2 早急な対策について 市民の安全確保を最優先に、現行法令にとらわれない早急な対応を実 施する。
 - ① 木造簡易宿所への対応について 安全確保の観点から、所有者に対し3層部分の使用停止を申し入れ るとともに、避難通路の確保など、火災予防の現実的な改善指導を行 ってまいります。
 - ② 木造簡易宿所の3階部分へ入居している方々の対応について 入居者の方へ意向調査を行いながら、民間事業者等の協力を得て、 転居に対する支援を行ってまいります。
- 3 違反建築物への対応について 早期に違反建築物を特定し、是正指導等を行ってまいります。
- 4 庁内関係部署の連携について 建築物及び建築物の使用に関する違反防止連絡協議会等の機能強化や、 定期的な合同調査の実施等、法令違反を見逃さない仕組みづくりを早期 に検討します。

○ 第2回対策会議

日 時: 平成27年6月9日(火)13:00から14:00

場 所: 本庁舎2階 特別会議室

議事: 第1回対策会議における確認事項の対応状況について報告を行いました。

- 1 被災した方々への継続的な支援について
- 2 市民の安全確保を最優先に考えた早急な対応について
 - 一 3層部分の使用停止の申し入れ及び転居支援など
- 3 違反建築物の早期特定について
- 4 法令違反を見逃さない仕組みづくりについて

被災した方々への継続的な支援について

1 日進町簡易宿所火災に係る生活保護費再支給・見舞金等の支給状況

平成27年6月5日現在

宿泊	見舞金等	生保再支給	
16 70	済	未	工人竹人和
74世帯(76人)	58	16(18人)	57

- * 見舞金・弔慰金支給 = 今後、入院中の方等に支給予定
- * 生活保護費再支給 = 行方不明等を除き全員に支給済

2 他の簡易宿所に移られた方への対応

- ○本人の意向を調査し、希望者には転居を支援している。
 - ・アパート転居決定=3名
 - ・アパート転居相談中=2名

3 入院中の方への対応

入院中 5名

- ・内 訳 3名が1~2週間以内に退院予定2名が転院予定
- * 退院後の住まいについて、養護老人ホーム、自立支援センター等を提示しながら本人の意向を確認していく。

市民の安全確保を最優先に考えた早急な対応について --3層部分の使用停止の要請など--

1 木造3層の簡易宿所への対応

(1) 要請の対象:32棟

火災事故後に実施した合同立ち入り調査の結果、今回火災のあった建物と同様に木 造で2階の上部にもう1層宿泊室を設ける構造を有することを確認した簡易宿所

(2)要請の内容

今回の事故では、3層目への火の回りが速く、避難が困難であったため、宿泊者の 安全を最優先に考えた緊急的な措置として、最上部(3層目)の宿泊室について、使 用を停止すること。

(3)説明の実施・要請

要請にあたり、簡易宿所の組合から要請の趣旨等について説明するよう求められたため、次のとおり説明を実施した。

〇日 時 平成27年6月2日(火) 13:00~14:30

○場 所 日進町会館(川崎区日進町11-6)

○市側出席者:まちづくり局、消防局、健康福祉局 関係職員

○組合出席者: 42名(簡易宿所の所有者、管理者等※)

※要請対象の32棟のうち28棟の所有者等を含む

(4) 所有者等からの主な意見等

- ・急な対応は難しい。
- ・空き室となる分の補償をしてもらいたい。
- ・70年間営業してきた。これまで様々市への協力も行ってきたのに、1回の火事 の結果でこのような措置が採られることに釈然としない思いもある。 など

(5) 市側応対

- ・要請の趣旨については概ね理解が得られ、説明終了後28棟の対象物件の所有者 等へ市長名での要請文書を手交
- ・安全確保を最優先とした要請となるため、補償についてはできないことを説明
- ・期限は設けることはないが、早急な対応について協力をお願いし、生活保護受給者についてはケースワーカーによる個別の意向調査等の上、移転についての個別支援も行い対応することを説明

(6) その他

・当日出席されなかった4棟の対象物件の所有者等に対しても、同日中に連絡を取り、その後順次個別に説明を行った上、要請文の手交を完了した。

2 要請後の対応状況(所有者等への聞き取り調査等の結果)

【木造3層の簡易宿所の状況《H27. 6. 8現在》】

(1)	要請を行った木造3層の簡易宿所32棟の宿泊者の状況等				
		1層	2層	3層	計
部屋	数	301	585	522	1,408
宿泊	要請前	213	407	278	898
者 数	要請後(H27.6.8現在.)	220	422	256	898
移動者数		7	15	▲ 22	0
(2)	3層目からの移動者 22名	名の内訳			
1	同簡易宿所内 1・2層目	への移動		20	名
2	他の簡易宿所 1・2層目	への移動		1	名
3	居住支援等による民間賃	貸住宅等へ	の移動	0	名
4	その他(行き先不明等)			1	名

※回答が得られていない宿所もあるため、宿泊者数、移動者数については総数とは なっていない。

※1層、2層の移動者数には3層目からの移動者のほか、新規の宿泊者を含む。

(3) その他移動予定等の状況等

- ・急な対応は難しいが、順次対応する。
- ・移動については、現時点で大半は同宿所内の1・2階への移動を想定している模様
- 1、2階の現在倉庫等で使用している部屋を改装し、受け入れる準備をしている。(旅館業法の手続きは適正に行う)

(4) ケースワーカーによる意向調査の状況等

- 実施期間 6月2日(火)~6月5日(金)
- ・調査対象 要請を行った32棟の3層目を利用する生活保護受給者
- ・調査結果 別紙「簡易宿所利用者意向調査集計」のとおり

3 木造以外で3層以上、耐火性能の確定がされていない簡易宿所への対応

(1)要請の対象:3棟

3階以上の階を簡易宿所の用に供する場合は、市の建築基準条例において耐火建築物とするよう規定しているため、木造以外の構造で、現在のところ耐火性能を有していると確定できていない3棟の簡易宿所についても、3層以上の宿泊者の安全性を早急に確保する必要があると判断

(2)要請の内容

3層目以上の宿泊室の使用を停止すること。

(3)要請の時期等

平成27年6月8日(月)から順次個別に説明を行った上、要請文を手交する。

簡易宿泊所利用者意向調査集計

別紙

実施		
調査時に2階以下に移動		
	はい	
問7	いいえ	
簡易宿泊所から転居したいですか	どちらでもよい	
	わからない、未回答	
		合計
	一般賃貸住宅(民間アパート)	
(問7で「1 はい」と答えた方)	市営住宅・県営住宅等の公営住宅	
問8 どういう住まいですか	介護等を受けられる施設や住宅	
(複数回答可)	わからない	
	その他	
		合計
	3ヶ月以内	
BB 0	半年以内	
問9 いつごろまでに転居できますか	1年以内	
	2~3年以内	
	その他	
		合計
/BB7750 1115 150 1515 71	保証人なくアパートが借りられない	
(問7で「2 いいえ」「3 どちらでもよい」と答えた方)	簡易宿泊所には帳場や仲間がいる	
問10 転居したくない理由は何ですか	金銭管理に自信がない	
(複数回答可)	アパート生活の仕方がわからない	
	その他	
		合計
問11 問10の理由が解消されれば転居で	はい	
きますか	いいえ	
		合計
(問11で「2 いいえ」と答えた方)	はい	
問12 このまま簡易宿泊所でずっと暮らした		
いですか	いいえ	
		合計
	繁華街が近く生活しやすい	
(問12で「1 はい」と答えた方) 問13	困ったときに仲間が助けてくれる	
なぜ簡易宿泊所がいいのですか	光熱水費がかからない	
(複数回答可)	長年暮らしており、慣れている	
	その他	

27川ま建管第696号 平成27年 6月 2日

各簡易宿所所有者宛て

川崎市長 福 田 紀 彦

簡易宿所の火災事故対策について

日頃から、本市行政に御協力をいただきありがとうございます。

平成27年5月17日未明に川崎区日進町で発生した火災により、これまでに10名の尊い命が失われたことに心からお悔やみ申し上げるとともに、負傷された方にお見舞い申し上げます。

この火災事故を受け、本市においては、まちづくり局、消防局及び健康福祉局の3局により、簡易宿所の合同立入調査を実施いたしました。

調査の結果、今回の火災事故物件と同様に木造2階の上部にもう1層宿泊室を設ける構造 を有する建物があることを確認いたしました。

市では、これらの建物について建築基準法適合性の判断に向けた調査をしているところですが、今回の事故では、3層目への火の回りが速く、避難が困難であったことから、宿泊者の安全を最優先に考えた緊急的な措置として、この最上部(3層目)の宿泊室について、使用を停止するよう要請いたします。

また、火気の適正な管理及び避難経路の確保等、更なる防火対策の徹底をお願いします。 なお、これに併せて、最上部(3層目)に宿泊されている方々に対して意向を伺いながら、 速やかな移動についての支援を行ってまいりますので、御協力をお願いいたします。

担当

まちづくり局指導部建築管理課 電話 044(200)2754 まちづくり局指導部建築指導課 電話 044(200)3005 消防局予防部査察課 電話 044(223)2702 健康福祉局健康安全部生活衛生課 電話 044(200)2443 健康福祉局生活保護・自立支援室 電話 044(200)2644

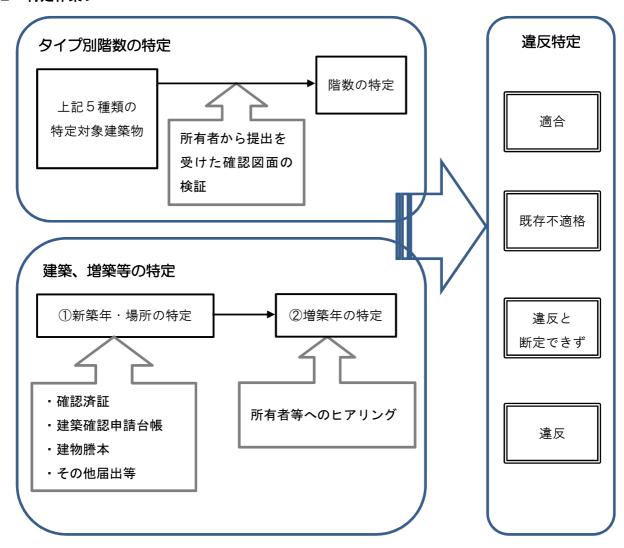
違反建築物の早期特定について

まちづくり局

1 特定対象建築物

タイプ		棟数	合計
木造で3層	吹き抜けに面した廊下から部屋に入るもの	2 3	
	吹き抜けが無い廊下から部屋に入るもの	5	
	はしごを使って部屋に入るもの	4	3 2
その他	木造で2層	1 1	
	非木造のもの	6	1 7
合計			4 9

2 特定作業フロー



簡易宿泊所に対する特別立入検査実施結果

1 合同特別立入検査の結果

検査対象物	47対象 49棟
棚状寝所※を有する対象数	31対象 32棟

※棚状寝所・・火災のあった建物と類似した対象物で、階をロフトのように区切った棚状の構造を有するもの。

2 違反状況

違反対	対象物数	34 対象	66 件	
	改善対象物数	12 対象	36 件	
	未改善対象物数	22 対象	30 件	

3 違反内容

形態	分類	違反	改善	未改善
	防火管理関係	4	2	2
	消防用設備等	10	3	7
棚状寝所 を有する対象物	消防用設備等点検報告	3	0	3
	その他	10	6	4
	小計	27	11	16
	防火管理関係	8	4	4
	消防用設備等	18	13	5
その他対象物	消防用設備等点検報告	1	0	1
	その他	12	8	4
	小計	39	25	14
	合 計			30

旅館業法違反施設への対応について

1 旅館業法違反施設に対する改善指導方針

衛生措置、構造設備等の基準違反については、宿泊者の安全性の確保を優先すること、 現在使用されている施設であることを念頭に置き、営業者に改善を指導していきます。

営業者が再三にわたる行政指導に従わない場合は、必要な行政処分(改善命令、営業の 停止、許可の取り消し)を実施していくことになります。

2 合同特別立入検査後の施設改善状況(旅館業法) ※6月5日現在の情報

(1) 衛生に必要な措置について

確認項目	不適	改善済	指導中
施設内外清掃状況	2	2	0
寝具類管理状況	1	1	0
便所清掃状況	0	0	0
廃棄物処理状況	0	0	0
合 計	3	3	0

(2) 管理運営状況について

確認項目	不適	改善済	指導中
営業許可書の掲示	1 9	1 4	5
届出内容の変更の有無	2 1	1 0	1 1
宿泊者名簿の管理	3 8	2 9	9
合 計	7 8	5 3	2 5

一部施設の客室面積等の再調査についても、現在継続して対応しています。

法令違反を見逃さない仕組みづくりについて

平成27年5月29日に開催した「平成27年度第1回建築物及び建築物の使用に関する違反防止連絡協議会」において、次のとおり申し合わせをいたしました。

課題

- 庁内関係部署間の連携不足
- 協議会の機能不全
- 定期的な合同調査実施の必要性

対応



現行の連絡協議会を廃止し、新たに対策協議会を設置

要綱制定

- 定期的な協議会開催の取り決め
- 情報伝達システムの構築
- 合同調査実施のルール確立
- 職員間の法令講習・情報交換

要領制定



法令違反を見逃さない仕組み

(目的及び設置)

第1条 建築物及び建築物の使用に関する違反を防止するために、環境局、健康福祉局、 消防局、まちづくり局及び関係部局(以下「関係局」という。)が個別に得た情報を効率 的かつ的確に共有し、連携を図<u>り、総合的な対策を推進す</u>ることを目的して、関係局に よる建築物及び建築物の使用に関する違反防止<u>対策</u>協議会(以下「協議会」という。)を 設置し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

- 第2条 対策協議会は次の事項について協議する。
- (1) 関係局相互の連携体制及び情報交換について
- (2) 関係局相互からの意見及び照会等に基づく合同立入り調査等について
- (3) 違反対策について
- (4) 違反未然防止に向けた取組
- (5) その他必要な事項について

(組織構成)

- 第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 協議会に座長及び副座長を置き、座長はまちづくり局<u>指導部長</u>を、副座長はまちづくり局指導部建築指導課長をもって充てる。
- 3 建築の取扱いなどの課題に関する検討を行うため、必要に応じ検討部会を設置する。

(会議)

- 第4条 会議は、座長が必要に応じて召集し、その議長となる
- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 協議会が協議のため必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、まちづくり局指導部建築指導課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は座長が定める。

附則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

なお、従前の建築物及び建築物の使用に関する違反防止連絡協議会設置要綱については、 平成27年 月 日をもって廃止する。

別表

区	分	関係局	部・課	職名
座	長	まちづくり局	指導部	指導部長
副區	至長	まちづくり局	指導部建築指導課	建築指導課長
委	員	環境局	環境対策部環境対策課	環境対策課長
委	員	健康福祉局	健康安全部生活衛生課	生活衛生課長
委	員	消防局	予防部査察課	査察課長

21